

居住費（滞在費）・食費の負担軽減について

令和8年8月1日現在

- 1 入所サービス（短期入所・介護予防短期入所を含む。）を利用されますと、サービス費の1割若しくは2割又は3割が利用者負担となります。
- 2 上記1以外に、「居住費（滞在費）・食費」を負担いただきます。
- 3 上記2の「居住費（滞在費）・食費」については、世帯員の市民税の課税状況等により、負担額が軽減されます。軽減後の負担限度額は次のとおりです。

段 階	対 象 者	1日当たり負担限度額（円）		
		多床室 居住費(滞在費)	食費	
			入所利用	短期入所
第 1 段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者 で市民税が非課税の人	0	300	300
第 2 段階	市民税非課税で、合計所得金額と課税年 金収入額の合計が82.65万円以下の人	430	390	600
第 3 段階	① 市民税非課税で、合計所得金額と課税年 金収入額の合計が82.65万円超～120 万円以下の人	430	680	1,030
	② 市民税非課税で、合計所得金額と課税年 金収入額の合計が120万円超の人	430	1,420	1,360

- 4 上記3の第1段階から第3段階に該当する世帯の方は、市・町の介護保険担当課へ問合せのうえ、該当すれば「介護保険負担限度額認定証」の交付申請をしてください。

問合せ先：西脇市長寿福祉課 介護保険担当 電話 22-3111

- 5 「介護保険負担限度額認定証」を提出いただきますと、「居住費（滞在費）・食費」を減額いたします。

※ なお、「居住費（滞在費）・食費」の軽減世帯に該当する場合でも、事前に「介護保険負担限度額認定証」の提示がない場合は軽減されませんのでご注意ください。

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」